大和市行政不服審査会規則をここに公布する。

平成２８年３月３１日

大和市長　大　木　　哲

大和市規則第７号

大和市行政不服審査会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大和市行政不服審査法施行条例（平成２７年大和市条例第２２号。以下「条例」という。）第１０条の規定に基づき、大和市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第２条　審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第３条　審査会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

２　審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第４条　審査会の庶務は、行政不服審査主管課において処理する。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。